

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成27年9月29日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 植村 一成
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7アキ南森町6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-2-14 日本ビルディング3号館3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

財産債務調書

1. 財産債務調書のあらまし

平成27年税制改正により、財産債務明細書が「財産債務調書」となり、本年分では、平成27年12月末日残高に対して、平成28年3月15日までに提出することになります。

提出義務者は、①「その年分の所得金額が2千万円超であること」、②「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、または、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産（国外転出特例対象財産 TMBニュース No.444 参照）の価額の合計額が1億円以上であること」の要件を満たす者が方となっています。

罰則については、不提出、虚偽記載に係るものはないものの、「正当な理由なく調査・質問を拒み、妨げ、忌避した場合、偽りの記載をして税務署長に提出した者、提出期限までに税務署長に提出しなかった者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」とされています。結果として、隠したり、仮装すれば罰則があるのですから、きちんと提出したいものです。

なお、財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産債務の記載がない場合に、その所得税等の申告漏れに係る部分の過少申告加算税等について、5%加重され、不利となっています。一方、提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産債務に関する所得税等又は相続税の申告漏れが生じたときには、その申告漏れに係る部分の過少申告加算税等については、5%軽減され、有利となっています。

平成28年1月1日以後の提出分から財産を詳細に、漏れなく、きちんと税務署に報告することになり、マイナンバー制度の導入と併せて、ますます資産は透明化されることとなります。

2. 財産の価額・債務の金額

上記の3億円、1億円の判定や財産債務調書に記載することとなる財産の「価額」は、その年12月31日における「時価」又は「見積価額」によることとされています。

時価は、上場株式については金融商品取引所の公表する同日の最終価格とされていますが、土地・建物については専門家による鑑定評価額によるなど、その時価の入手に費用や手間がかかってしまうため、簡易的に見積価額による価額の記載も認められています。

その見積価額ですが、通達6の2-9において財産の種類ごとに計算方法が記載されています。例えば、土地は、①取得価額を基にその取得後における価額の変動を合理的に見積もって算出した価額又は②翌年1月1日から提出期限までに譲渡した場合の譲渡価額とありますが、③固定資産税評価額によることも可能とされています。建物も同様、固定資産税評価額によることができます。また、非上場株式等については売買実例価額・提出期限までに譲渡した場合の譲渡価額が無い場合は、その法人の帳簿価額によって計算された純資産価額に持株割合を乗じて計算した価額としてよいと定められていますので、一安心です。

また、財産債務調書の提出制度（FAQ）内のQ22に、通達6の2-9に定める方法により計算した見積価額ではなく、財産評価基本通達で定める方法により評価した価額（相続税評価額）とすることが認められています。できれば、ご自分の財産をしっかり把握し、ご自分の現況を分析するためには相続税評価額を調書に記載することをお勧め致します。

債務の金額は、その年の12月31日における債務の現状に応じ、「確実に認められる範囲の金額」をいい、借入金は元本の額、連帯債務の金額については、連帯債務者のうちで負担割合が「明らかになっている場合」には、その負担割合に応じてあん分した金額となっています。なお、保証債務については、原則として記載する必要はないのですが、あくまでも相続することになりますので、要注意です。

3. まとめ

現況財産を相続税評価額で算出し、相続税額を正確に把握することで、先々の遺言書の作成や遺産分割協議の検討に役立ちます。さらには相続税対策の立案・実行と、財産承継の準備を着実に進めることができます。今回の財産債務調書の改正を機に、提出義務の有る方も、また提出義務は無くても将来の相続にご不安な方も、財産の現況評価を相続税評価額で行い、対策の基礎として是非活用されてはいかがでしょうか。